

平成 25 年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

民法

[問題 1] 以下の文章を読んで、下記の【小問 1】【小問 2】に答えなさい。

(1) A は、昭和 45 年 3 月、その所有する土地（以下「本件土地」という。）を X に売却したが、所有権移転登記はされなかった。

X は、遅くとも同月 31 日から、本件土地につき占有を開始し、サトウキビ畠として耕作していた。

(2) A の子である B は、昭和 47 年 10 月 8 日、相続により本件土地を取得し、昭和 57 年 1 月 13 日、所有権移転登記を了した。

また、B は、昭和 59 年 4 月 19 日、本件土地につき Y のために抵当権（以下「本件抵当権」という。）を設定し、同日付でその旨の抵当権設定登記がされた。

しかし、X は、これらの事実を知らないまま、本件土地をサトウキビ畠として耕作し、その占有を継続した。また、X は、本件抵当権の設定登記時において、本件土地を所有すると信ずるにつき善意かつ無過失であった。

(3) Y は、鹿児島地方裁判所名瀬支部に対し、本件土地を目的とする本件抵当権の実行としての競売（以下「本件競売」という。）を申し立て、平成 18 年 9 月 29 日、競売開始決定を得た。これに対し、X は、本件競売の不許を求めて第三者異議の訴えを提起した（以下「本件訴訟」という。）。なお、本件競売手続については、X の申立てにより、平成 20 年 7 月 31 日、停止決定がされた。

(4) X は、平成 20 年 8 月 9 日、B に対し、本件の関連事件である土地所有権移転登記手続等請求事件の訴状の送達をもって、本件土地につき、所有権の取得時効を援用する旨の意思表示をした。

【小問 1】 X が援用した取得時効（本件取得時効）の起算点は、X の占有開始時（昭和 45 年 3 月 31 日）と本件抵当権設定登記の経由時（昭和 59 年 4 月 19 日）のいずれであるか。

【小問 2】 もし X の時効取得の主張が認められた場合、X が時効取得する所有権は抵当権の負担を負うか。

（注） なお、判断の基準時は、本入学試験の試験日とする。

[問題2] 以下の設例を読んで、下記の「[問い合わせ]」に答えなさい。

[設例]

- (1) Aには、妻Bと娘Cがいたが、Bが自分の仕事にかまけて家事をおろそかにし、あまつさえ中学生のCとともにAを蔑ろにする態度をとりつづけてきたのに我慢できず、B名義で借りていた家を出て、年老いた母Dの住む実家に戻り、それ以来のB Cのところに帰ることはなかった。
- (2) 別居から5年後、Aは、Dの介護にたびたびAの実家を訪れていたE女と親密な仲になり、実家で同居を始めた。Dはその3年後に死亡したが、Eはそれまで献身的に介護をした。なお、Dの遺産は実家である建物とその敷地（合わせて甲と呼ぶ）のみであり、Aが単独で相続した。
- (3) Dの死亡から2年後、Aは、甲をEに贈与し、登記もEに移転した。Aがこの贈与を申し出たのは、EがDの介護に尽力してくれたことへの感謝の意を示すとともに、自分の死後Eが生活に困ることのないよう配慮したいとの気持ちからであった。なお、この時点でのAの財産、Aの受給する年金と甲しかなかった。
- (4) (3)の贈与から3か月後、Aは死亡した。AにはCの他に子はいなかった。Aの遺産は、消極財産はないものの、甲がすでに贈与されていたため積極財産もなかった。

[問い合わせ] BとCは、Aが勝手に家を出て以来、B Cの生活費はおろかCの高校・大学進学の費用も全く出さなかったことを恨んでいた。そして、Aの財産は本来なら自分たちが取得すべきものであって、不倫関係にあったEにはできれば1円たりとも渡したくないと考えている。B Cは、Eに対してもいかなる主張をすることができるか、検討しなさい。